

長野県白馬高等学校 学芸部活動に係る活動方針

趣 旨

本校の部活動は、学校教育の一環として生徒の自主的・自発的な参加により行い、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞、研究や競技等の活動を通して、豊かな心や創造性を涵養するとともに、それぞれの目標達成に向けて努力すること、生涯にわたって豊かな芸術文化等の活動を実現する資質・能力を育むことを目的とする。

活動時間

- 1 平日は実活動時間2時間程度、学校休業日は実活動時間3時間程度とする。
※ 活動場所への移動・準備・片付け・清掃・ミーティング等の時間は含まない。
- 2 平日は19時に完全下校とする。
※ 「学芸部顧問会」からの要請があり、主要大会等の前など特別な事情があると認める場合のみ、職員会での承認、校長の許可を得て、期間を限定して30分～45分程度の延長を認める。
- 3 定期考查1週間前から定期考查終了までの期間は原則として活動禁止とする。
※ 「学芸部顧問会」からの要請があり、主要大会等が定期考查終了後1週間以内に開催される場合は、職員会での承認、校長の許可を得て、期間を限定して活動を認める場合がある。

休 養 日

- 1 平日1日以上、週休日等（土日、祝日、長期休業期間）1日以上の週2日以上の休養日を設けることを原則とする。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 2 大会やコンクールの参加などで週2日の休養日が取れない場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるなどし、年間105日以上、うち週休日等に52日以上の休養日を設定することとする。

活動計画

- 1 顧問は、年間を見通した活動計画書及び毎月の活動計画書を生徒とともに作成し、校長に提出すること。
- 2 顧問は、毎月の活動実績を作成し、校長に提出すること。

感染症対策

- 1 体調不良時には参加しない。
- 2 用具の消毒、定期的な換気など徹底した感染症対策を講じたうえで実施する。
- 3 密集しての活動や近距離で発声したりする活動は行わず、学校独自の合宿等は行わない。